

第141回

定時株主総会  
招集ご通知

2022年6月28日（火曜日）

午前10時開始（受付開始：午前9時）

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号  
当社本社

（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

## 決 議 事 項

第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	監査等委員でない取締役5名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役1名選任の件

## 株主の皆様へ

本年は、株主総会後の懇話会を開催いたします。皆様のご来場をお待ちしております。

なお、株主総会へご出席の株主の方へのお土産は取りやめております。

株式会社 西島製作所

証券コード 6363

## 目 次

招集ご通知 .....	2
株主総会参考書類 .....	5
事業報告 .....	13
連結計算書類 .....	29
計算書類 .....	31
監査報告書 .....	33

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
- ①事業報告(主要な事業内容、主要な事業所及び工場、企業集団の従業員の状況、新株予約権等の状況、会計監査人の状況、業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況、会社の支配に関する基本方針)
  - ②連結計算書類(連結株主資本等変動計算書、連結注記表)
  - ③計算書類(株主資本等変動計算書、個別注記表)
- ◎当日当社では軽装(クールビズ)にてご対応させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認の上、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.torishima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

証券コード 6363  
2022年6月7日

株 主 各 位

大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号

**株式会社 西島製作所**

代表取締役社長 原田 耕 太 郎

招集、ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

## 第141回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第141回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当日ご出席されない場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、3頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月24日（金曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時開始（受付開始：午前9時）
2. 場 所 大阪府高槻市宮田町一丁目1番8号 当社本社  
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項 1. 第141期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件  
2. 会計監査人及び監査等委員会の第141期連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項 第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
4. 議決権行使  
のお取扱い 1. 書面（郵送）とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。  
2. インターネット等によって複数回重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

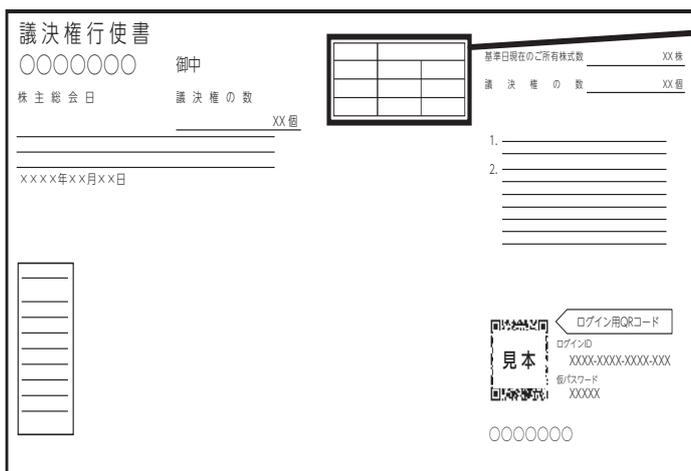


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>開催日時</p> <p>2022年6月28日（火曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月24日（金曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p><b>インターネット等で議決権を行使される場合</b></p> <p>次頁のご案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2022年6月24日（金曜日） 午後5時入力完了分まで</p>
--	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
〇〇〇〇〇〇 御中  
株主総会日 議決権の数 XX 個  
XXXX年XX月XX日

基幹日現在のご所有株式数 XX 株  
議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX  
パスワード XXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に〇印

### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に〇印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に〇印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に〇印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

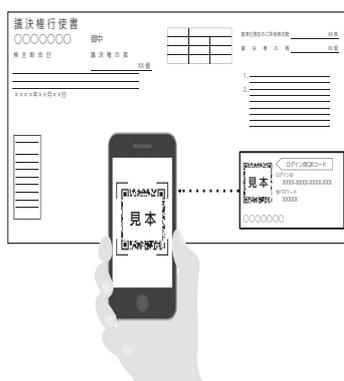
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

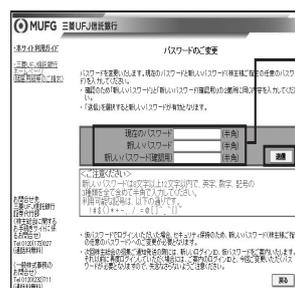
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株 主 総 会 参 考 書 類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものとしたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p>附則</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>1 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</p> <p>3 本第1項乃至第3項の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

## 第2号議案 監査等委員でない取締役5名選任の件

現任の監査等委員でない取締役である原田耕太郎、羽牟幸一郎、高橋広人、福田豊の4氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員でない取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しまして監査等委員会の意見はありません。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1 はら だ こうたろう  
原 田 耕太郎

(1961年10月2日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
62,765株

### 〈略歴、地位、担当〉

1984年 4月	(株)大和銀行 (現 (株)りそな銀行) 入行	2001年 6月	当社常務取締役
1997年 5月	同行信託財産部部長代理		当社営業本部長
1997年 7月	当社入社	2004年 6月	当社代表取締役専務
1998年 8月	当社社長室長	2006年 6月	当社代表取締役社長
1999年 6月	当社取締役		社長執行役員 (現在に至る)
2000年 8月	当社社長室長兼営業本部副本部長		

### 〈重要な兼職の状況〉

なし

### 〈候補者とした理由〉

2006年6月の代表取締役社長就任以来、経営の中核において強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの企業価値向上に努めてまいりました。今後さらに、当社グループの中長期的な企業価値を向上させていくために不可欠な役割を果たすものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2 は む こういちろう  
羽 牟 幸一郎

(1967年12月7日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
24,014株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

〈略歴、地位、担当〉

1991年 4月	当社入社	2016年 4月	当社常務執行役員技術本部長兼研究開発部長
2009年 4月	当社TGT技術部長	2017年 6月	当社取締役
2011年 3月	当社アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2019年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼技術本部長兼研究開発部長
2012年 4月	当社執行役員アプリケーション・エンジニアリング部長兼TGT営業部長	2019年 6月	当社代表取締役（現在に至る）
2013年 4月	当社執行役員技術本部長	2020年 4月	当社専務執行役員経営企画室長兼サポート本部長（現在に至る）
2015年 4月	当社常務執行役員技術本部長		

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈候補者とした理由〉

主にエンジニアリングに関する業務に従事するとともに、研究開発部門や海外営業部門の責任者を務めるなど、新製品の企画開発、海外販売力強化に向けた業務に従事し、2020年4月からは管理部門の新たな改革を進めるべく業務を推進しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

3 ふく だ ゆたか  
福 田 豊

(1951年12月29日生)

再 任

〈所有する当社株式の数〉  
19,888株

〈略歴、地位、担当〉

1979年10月	当社入社	2013年 4月	当社CSR推進室長兼内部監査室長
1997年 7月	当社総務部長	2014年 4月	当社内部監査室長
2010年 4月	当社内部監査室長	2014年 6月	当社常勤監査役
2011年11月	西島ポンプ（天津）有限公司管理本部長	2015年 6月	当社取締役（常勤監査等委員）
		2021年 6月	当社取締役（現在に至る）

〈重要な兼職の状況〉

なし

〈候補者とした理由〉

主に経理部門、総務部門、内部監査に関する業務に従事し、ガバナンス体制の強化を推進してまいりました。また、中国子会社の事業開始とその成長にも一定の役割を果たしてきました。これらの経験や知見を活かし、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者番号

4 い う え と し ま さ  
井 植 敏 雅

(1962年12月3日生)

新 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
2,407株

#### 〈略歴、地位、担当〉

1989年 4月	三洋電機(株)入社	2017年 7月	同社顧問
1996年 6月	同社取締役	2018年 6月	(株)エンプラス監査等委員である社外取締役(現在に至る)
2002年 6月	同社代表取締役副社長	2019年 8月	宝印刷(株)(現 株TAKARA & COMPANY)社外取締役(現在に至る)
2005年 6月	同社代表取締役社長	2020年 6月	当社監査等委員である社外取締役(現在に至る)
2007年 6月	同社特別顧問		亀田製菓(株)社外取締役(現在に至る)
2010年 2月	(株)LIXILグループ副社長執行役員		
2011年 4月	(株)LIXIL取締役副社長執行役員		
2016年 6月	(株)LIXILグループ取締役		

#### 〈重要な兼職の状況〉

株式会社エンプラス 監査等委員である社外取締役  
株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役  
亀田製菓株式会社 社外取締役

#### 〈候補者とした理由及び期待される役割〉

代表取締役社長をはじめとする要職を歴任され、経営者としての豊富な経験と幅広い知見と人脈を有しており、社外取締役としてグローバルな視点から当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、新たに監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

#### 〈独立性に係る事項〉

井植敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社を通じて当社の取引先ではありますが、取引の規模、性質に照らして同社への経済的依存が生じるものではありません。

また、株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社との間に取引はありません。

候補者番号

5 うえ だ り え こ  
上 田 理 恵 子

(1961年12月18日生)

新 任

社外取締役

〈所有する当社株式の数〉  
0株

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 〈略歴、地位、担当〉

- 1984年 4月 ダイキン工業(株)入社  
2001年 8月 (株)マザーネット代表取締役社長  
(現在に至る)  
2010年 4月 甲南女子大学人間科学部特任准教授  
2016年 4月 追手門学院大学客員教授 (現在に至る)

### 〈重要な兼職の状況〉

株式会社マザーネット 代表取締役社長  
追手門学院大学 客員教授

### 〈候補者とした理由及び期待される役割〉

経営者として「ワーク・ライフ・バランス推進」や「女性の活躍推進」に取り組まれており、社外取締役として当社グループの経営に対して有益な意見やご指摘をいただけることを期待し、新たに監査等委員でない社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

### 〈独立性に係る事項〉

上田理恵子氏の兼職先であります株式会社マザーネット及び追手門学院大学と当社との間に取引はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。  
2. 井植敏雅氏及び上田理恵子氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 井植敏雅氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で2年となります。  
4. 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。井植敏雅氏の選任が承認された場合、当社が同氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。また、上田理恵子氏の選任が承認された場合、当社は井植敏雅氏と同様の責任限定契約を締結する予定であります。  
5. 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。監査等委員でない取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者全員を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。  
6. 当社は、井植敏雅氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。井植敏雅氏の再任及び上田理恵子氏の選任が承認された場合、同届出を継続及び新規に行う予定です。

### 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

現任の監査等委員である取締役 秋山洋氏及び井植敏雅氏は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

あき	やま	ひろし		再任	
秋	山	洋	(1969年8月6日生)	社外取締役	〈所有する当社株式の数〉 6,583株

#### 〈略歴、地位、担当〉

1994年 4月	弁護士登録 大阪弁護士会所属 御堂筋法律事務所（現 弁護士法人御堂筋 法律事務所）入所	2016年 6月	当社監査等委員である社外取締役 （現在に至る）
2003年 1月	同弁護士法人に改組 社員弁護士 （現在に至る）	2021年 3月	サンスター(株)社外監査役（現在に至る）

#### 〈重要な兼職の状況〉

弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士  
サンスター株式会社 社外監査役

#### 〈候補者とした理由及び期待される役割〉

弁護士として企業法務、ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会において的確な提言・助言をいただいております。このようなことから、当社グループの中長期的な企業価値向上に資することを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

同氏が選任された場合は、指名・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注)
- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 秋山洋氏は、社外取締役候補者であります。
  - 秋山洋氏は、現在、監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結時をもって通算で6年となります。
  - 当社は、社外取締役との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としています。秋山洋氏の選任が承認された場合、当社が同氏との間で締結した責任限定契約は引き続き効力を有します。
  - 当社は保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の23頁に記載のとおりです。監査等委員である取締役候補者の選任が承認された場合は、候補者を被保険者として同内容での新規保険契約締結を予定しております。
  - 当社は、秋山洋氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出ております。秋山洋氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定です。

(ご参考) スキルマトリックス

当社は、グローバルな環境変化に対応して中長期的な企業価値向上を実現し、ステークホルダーの期待に応え、持続的社會に欠かせないグローバル企業になることを目指しております。

第2号・第3号議案が承認された場合の各取締役の専門性と指名・報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

取締役会を構成する取締役の知識・経験のスキルマトリックス表と指名・報酬委員会構成メンバー

	氏名	企業経営	グローバルビジネス	生産技術研究開発	営業マーケティング	人事・労務人材開発	財務会計	法務ガバナンス	指名・報酬委員会
監査等委員でない取締役	原田 耕太郎	○	○	○	○		○		○
	羽牟 幸一郎	○	○	○		○			
	福田 豊		○				○	○	
	井植 敏雅 (社外)	○	○		○	○			○
	上田 理恵子 (社外)	○				○			○
監査等委員である取締役	角 治 壽					○		○	
	秋山 洋 (社外)		○			○		○	○
	山本 操 司 (社外)						○	○	○

※上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえ、より専門的な知見を有する分野を表しており、有するすべての知見を表すものではありません。

以上

# 事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ①事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、欧米諸国を中心に、新型コロナウイルスに対するワクチンの普及や感染対策の浸透等によりWithコロナを前提に経済活動が再開され、明るい兆しが見られました。しかしながら、グローバル物流の停滞や資源価格の上昇、中国でのゼロコロナ政策による厳しい外出制限措置が取られる等、依然として新型コロナウイルスの影響下にありました。また、ウクライナ情勢の深刻化により、資源価格の上昇に拍車がかかる状況にあります。一般消費経済においては、食料品の値上がりを通じて世界にインフレ圧力をもたらし、その抑制に向けた各国の金利引き上げもあり、景況感が悪化し予断を許さない状況です。

わが国では、新型コロナウイルス感染者数が減少と再拡大を繰り返す状況ながら、まん延防止等重点措置が今春に全面解除されるなど経済の正常化に向けた対応がとられました。しかしながら、対ロシア経済制裁により加速された原材料等の価格上昇や円安傾向が企業収益や個人消費に影響を及ぼすことが考えられ、景気の状況は極めて不透明です。

当ポンプ業界においては、世界的な人口増加に対応するための水資源を中心としたインフラ整備や、老朽化した設備の更新、異常気象に対応した集中豪雨対策など、ポンプに対する底堅い需要は今後も継続すると見込まれます。カーボンニュートラル社会の実現に向けて官民一体となり始動し、各企業がそのニーズに対応する中で、省エネに焦点を当てた製品の開発や導入意欲には引き続き勢いがあります。また環境負荷の低い液化アンモニアや液化水素等の二次エネルギーを使用した発電等を含むシステムの開発も進んでおり、この新たな分野にもポンプの需要が発生すると考えられます。

このような状況下、当社グループは、エッセンシャルなインフラ企業として社会的要請に応えております。カーボンニュートラル社会に役立つ水素・アンモニアを扱うポンプ技術の研究開発・産学連携の共同開発を推進しております。また工場の生産性向上のための新型加工設備の導入に代表される「ものづくり革新」に向けた研究及び設備投資を行いました。さらに、サービス市場の拡充及び水素・アンモニアを含む新分野への参入の足掛かりとするために、オーストラリアのサービス会社を買収し、積極的な投資活動を実施しました。

当連結会計年度の当社グループの受注高は、67,887百万円（前連結会計年度49,055百万円比138.4%）となりました。

これを需要先別に見ますと、官公需は18,715百万円（前連結会計年度20,504百万円比91.3%）、民需は11,334百万円（前連結会計年度9,623百万円比117.8%）、外需は37,837百万円（前連結会計年度18,928百万円比199.9%）となりました。

当連結会計年度の売上高は52,240百万円（前連結会計年度50,787百万円）を計上し、当連結会計年度末の受注残高としては63,916百万円（前連結会計年度48,908百万円）を来期以降に繰り越すことになりました。

#### (当連結会計年度) 2021年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	18,715 (27.6)	18,612 (35.6)	15,272 (23.9)
民 需	11,334 (16.7)	9,862 (18.9)	8,197 (12.8)
外 需	37,837 (55.7)	23,765 (45.5)	40,446 (63.3)
計	67,887 (100.0)	52,240 (100.0)	63,916 (100.0)

(注)当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用しております。その影響により、前連結会計年度末受注残を638百万円減少させて計算しております。

(前連結会計年度) 2020年度 需要先別の受注高、売上高、受注残高

単位：百万円、（ ）内構成比%

需 要 先 \ 区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
官 公 需	20,504 (41.8)	19,682 (38.8)	15,808 (32.3)
民 需	9,623 (19.6)	9,297 (18.3)	6,724 (13.8)
外 需	18,928 (38.6)	21,807 (42.9)	26,374 (53.9)
計	49,055 (100.0)	50,787 (100.0)	48,908 (100.0)

当連結会計年度の営業利益は、海外向け売上が増加したことにより、4,445百万円（前連結会計年度は3,591百万円）となりました。

経常利益は、営業外収益として為替差益193百万円が発生したことなどにより5,163百万円（前連結会計年度は4,612百万円）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、特別利益として投資有価証券売却益が60百万円、特別損失として固定資産処分損168百万円などが発生したことにより3,626百万円（前連結会計年度は3,353百万円）となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は、既存設備の更新、機械の増強、ものづくり革新のための3D金属積層造形機、外構工事、厚生棟改修等に総額3,454百万円を実施し、自己資金及び借入金等で賄っております。

## (2) 企業集団の財産及び損益の状況

区 分 \ 年 度	2018年度 (第138期)	2019年度 (第139期)	2020年度 (第140期)	2021年度 (第141期) (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	51,768	48,824	49,055	67,887
売 上 高 (百万円)	48,154	47,126	50,787	52,240 (注)2
経 常 利 益 (百万円)	2,275	1,324	4,612	5,163 (注)2
親会社株主に 帰属する (百万円) 当期純利益	2,183	543	3,353	3,626 (注)2
1株当たり 当期純利益 (円)	80.18 (注)1	20.07 (注)1	126.47 (注)1	137.87 (注)1(注)2
総 資 産 (百万円)	72,674	72,961	79,185	80,015 (注)2
純 資 産 (百万円)	34,947	33,470	37,609	41,272 (注)2
1株当たり 純 資 産 額 (円)	1,270.43 (注)1	1,226.56 (注)1	1,422.14 (注)1	1,549.91 (注)1(注)2

(注) 1. 1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「株式給付信託（ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する株式を控除しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第141期の期首から適用しております。

### (3) 対処すべき課題

世界人口は80億人に迫り、水・食料・エネルギーの確保及び効率的な利用は、引き続き地球規模で大きな課題となっており、インフラへの底堅い需要が見込まれておりますが、新型コロナウイルス感染症は引き続きグローバル経済に大きな影響を与え、中国のゼロコロナ政策やウクライナ情勢の緊迫化による地政学的リスク拡大が世界的な投資計画を抑制するおそれなどがあり、予断を許さない状況となっております。

現時点におきましては、従業員の感染リスク削減策を実施しながら、生産、施工、サービスの現業部門は変わらず操業し、事務部門の在宅勤務推奨と併せて、従前とほぼ変わらない企業活動を継続しております。ただし、今後の影響につきましてはウクライナ情勢の動向、コロナの収束状況等が市場に与える影響を踏まえて慎重に判断していきたいと考えております。

現時点での2023年3月期の業績見通しは、以下のとおりであります。

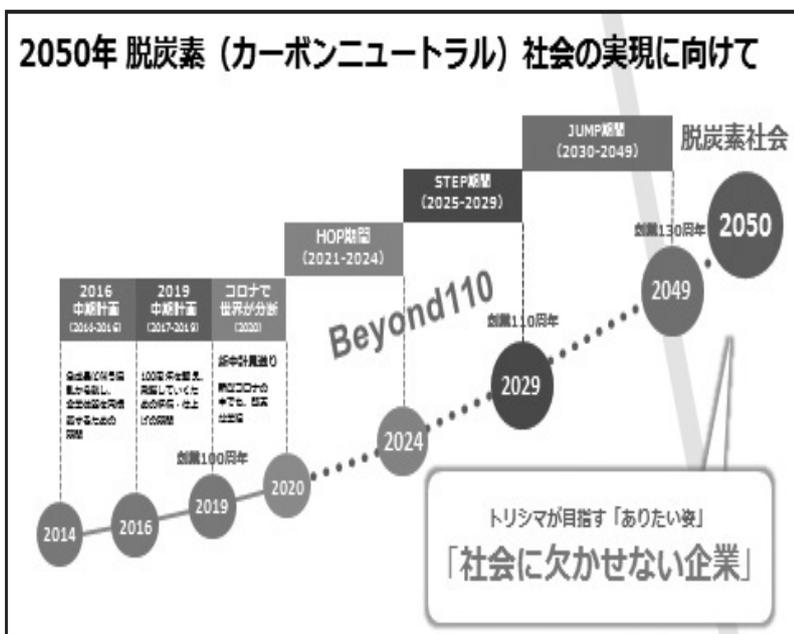
〔連結業績〕

売上高	62,000百万円
営業利益	5,000百万円
経常利益	5,000百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	3,700百万円

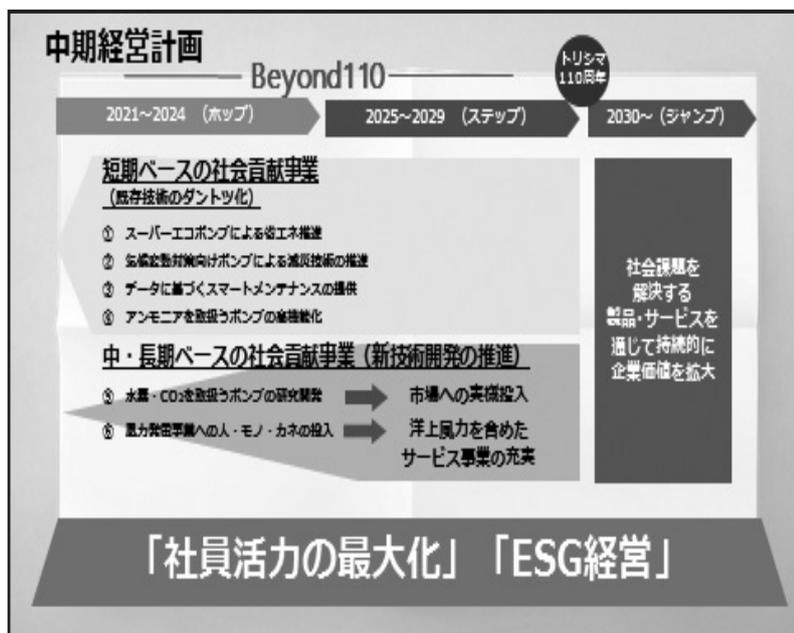
(為替レートは1ドル=125円を前提としております。)

※業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。

当社は、2050年の前年となる2049年に創業130周年を迎えます。このときに当社が目指す長期ビジョンとしてのありたい姿は「社会に欠かせない企業」です。長期ビジョンを見据えた、創業110周年を迎える2029年までの中期経営計画を「Beyond110」としました。



その期間において、短期ベースの社会貢献事業として「既存技術のダントツ化」を進めます。その具体策として①スーパーエコポンプによる省エネ推進②気候変動対策向けポンプによる減災技術の推進③TR-COMによるデータに基づくスマートメンテナンスの提供④アンモニアを取扱うポンプの高機能化を図ります。また、同期間の中期・長期ベースの社会貢献事業として、「新技術開発の推進」を進めます。



その具体策として、⑤水素・CO<sub>2</sub>を取扱うポンプの研究開発を進め、市場への実機投入を目指します。⑥風力発電事業への人・モノ・カネの投入を進め、洋上風力発電を含めたサービス事業の充実を目指します。

これらの事業推進の土台となる基盤は「社員活力の最大化」「ESG経営」と考えております。そして、それらを進める拠点となるのが、2021年4月に本格運用が始まりました、新本社工場ビルと位置付けております。

#### (4) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社九州トリシマ	百万円 100	% 100.0	小型ポンプの製造、販売
西島ポンプ香港有限公司	千ホンコンドル 29,675	% 100.0 (100.0)	ポンプ諸機械・プラントの販売及び設計施工
西島ポンプ（天津）有限公司	千元 41,125	% 86.7	ポンプ諸機械の製造、販売
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS ASIA PRIVATE LTD.	千シンガポールドル 200	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA PUMPS (INDIA) PRIVATE LTD.	千ルピー 65,116	% 100.0 (1.0)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS FZCO.	千UAEディルハム 4,000	% 100.0 (2.5)	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス
TORISHIMA SERVICE SOLUTIONS EUROPE LTD.	千ポンド 10	% 100.0	ポンプ諸機械のメンテナンス・アフターサービス

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

#### (5) 主要な借入先及び借入額（2022年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社りそな銀行	5,744百万円
株式会社日本政策投資銀行	2,784百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,811百万円
日本生命保険相互会社	500百万円
第一生命保険株式会社	500百万円

(注) 上記のほか、主要な借入先として、金融機関7行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2025年1月、借入金1,500百万円）、金融機関1行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2023年1月、借入金残高500百万円）、及び金融機関2行を借入先とするシンジケートローン（返済期限2026年3月、借入金856百万円）があります。なお、この3件のシンジケートローンの主幹事銀行は、いずれも三井住友銀行であります。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 60,000,000株
- ②発行済株式の総数 29,112,179株 (うち自己株式2,355,784株)
- ③株主数 6,922名
- ④上位10名の株主

株主名	持株数	持株比率
公益財団法人原田記念財団	2,810千株	10.5%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,314千株	8.6%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,193千株	8.2%
株式会社りそな銀行	1,286千株	4.8%
株式会社三井住友銀行	1,266千株	4.7%
株式会社タクマ	869千株	3.2%
西島製作所従業員持株会	691千株	2.5%
株式会社三菱UFJ銀行	666千株	2.4%
株式会社栗本鐵工所	652千株	2.4%
株式会社日阪製作所	619千株	2.3%

- (注) 1. 当社所有の自己株式(株式給付信託口分を除く)については、上記上位10名の株主から除外しております。なお、自己株式(2,355,784株)には、株式給付信託口(ESOP)が保有する当社株式(368,700株)は含んでおりません。
2. 持株比率は、当社所有の自己株式(2,355,784株)を控除して計算しております。

### ⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
監査等委員でない取締役	22,655株	4名
監査等委員である取締役	4,932株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告25頁「(3)④取締役及び監査等委員の報酬等 ロ.取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額」に記載しております。

### (2) その他株式に関する重要な事項

2021年5月31日付で、400,000株の自己株式の消却を実施いたしました。その結果、発行済株式総数は前期比400,000株減少いたしました。

なお、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月1日から2023年3月31日にかけて80,000株（取得価額総額上限100,000,000円）を上限として自己株式を取得し、2023年4月25日付で、上記期間に取得した全株式の消却を予定しております。

### (3) 会社役員の状況

#### ①取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 社長執行役員	原 田 耕 太 郎	
代表取締役 専務執行役員	羽 牟 幸 一 郎	経営企画室長兼サポート本部長
取締役 執行役員	高 橋 広 人	総務部長
取締役	福 田 豊	
取締役 (監査等委員・常勤)	角 治 壽	
取締役 (監査等委員)	秋 山 洋	弁護士法人御堂筋法律事務所 代表社員弁護士 サンスター株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	井 植 敏 雅	株式会社エンプラス 社外取締役 (監査等委員) 株式会社TAKARA & COMPANY 社外取締役 亀田製菓株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	山 本 操 司	公認会計士

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 秋山 洋氏、取締役 (監査等委員) 井植 敏雅氏及び取締役 (監査等委員) 山本 操司氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) 秋山 洋氏、取締役 (監査等委員) 井植 敏雅氏及び取締役 (監査等委員) 山本 操司氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 取締役 (監査等委員) 山本 操司氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために常勤の監査等委員を選定しております。

## ②責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

## ③役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び一定の条件を満たす従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の株主代表訴訟等に関する損害が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、故意・重過失の場合には填補の対象としないこととしております。

## ④取締役及び監査等委員の報酬等

### イ. 取締役の報酬に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、指名・報酬委員会新設に伴い、取締役会において一部修正報告を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役会で決定された取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

## 1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることとし、個々の取締役の報酬決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

## 2. 取締役の個人別の報酬等の額の決定に関する方針について（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月次の固定額の金銭報酬とし、役員報酬の統計情報、従業員給与の水準等を考慮した上で、前年度の営業利益、経常利益等の業績を勘案し、その対象者の役位、職務内容、業務遂行の結果に基づき、総合的に決定するものとする。

## 3. 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容及び額または数の決定に関する方針について（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、毎年、7月に付与する。当社が付与する当該株式の数は、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定する。

## 4. 基本報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

金銭報酬と非金銭報酬割合については、金銭報酬8～9割、非金銭報酬1～2割を一つの目安とし、役位が高い者ほど非金銭報酬割合が高くなるよう設定する。

## 5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

個人別の報酬額については、取締役会が事前に独立社外取締役を過半数の構成委員とする「指名・報酬委員会」へ諮問し、当該委員会の答申結果を踏まえ、最終的に取締役会で決議する。

## □. 取締役及び監査等委員に支払った報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
監査等委員でない 取締役	120百万円	101百万円	19百万円	5名
監査等委員である 取締役	51百万円	46百万円	4百万円	7名
合計	172百万円	147百万円	24百万円	12名

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査等委員でない取締役1名及び監査等委員である取締役3名を含んでおります。
2. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与16百万円は含まれておりません。
3. 取締役に支払った報酬等のうち非金銭報酬とは、2018年6月28日開催第137回定時株主総会にて導入することが決議された譲渡制限付株式報酬をいい、以下を内容とします。
- 1) 譲渡制限期間として割当日より3年間から30年間を設定、当該期間中における譲渡、担保設定他の処分は禁止されるものとし、当該譲渡制限期間の満了をもって、譲渡、担保権設定他の処分が可能となる特約を設けております。
  - 2) 譲渡制限期間満了前に当該役員が退任した場合は、その退任につき正当な理由がある場合を除き、当社による無償取得を行います。
  - 3) 払い込みの方式として、当社は金銭報酬債権を支給、対象取締役は支給される金銭報酬債権の全部を現物出資として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、
4. 監査等委員でない取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬19百万円を含んでおります。
5. 監査等委員である取締役の報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬4百万円（うち社外取締役分3百万円）を含んでおります。
6. 株主総会決議に基づく取締役の報酬限度額（年額）は、2015年6月26日開催の第134回定時株主総会において監査等委員でない取締役年額180百万円以内、監査等委員である取締役年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は5名、監査等委員である取締役の員数は3名でした。また、別枠で、譲渡制限付株式報酬限度額（年額）としては、2018年6月28日開催の第137回定時株主総会において監査等委員でない取締役年額30百万円以内、監査等委員である取締役年額6百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は4名でした。

## (4) 社外役員に関する事項

### ①社外役員に支払った報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額	子会社からの役員報酬等
社外役員	5名	35百万円	—

### ②他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役（監査等委員）秋山 洋氏、社外取締役（監査等委員）井植 敏雅氏、社外取締役（監査等委員）山本 操司氏の兼職状況は、前記「(3) ①取締役の状況」に記載のとおりであります。

なお、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社TAKARA & COMPANYは、同社の子会社である宝印刷株式会社を通じて当社の取引先であります。取引の規模、性質に照らして、株主、投資家の判断に何ら影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略しております。

秋山 洋氏の兼職先であります弁護士法人御堂筋法律事務所及びサンスター株式会社と当社とは特別の関係はありません。

また、井植 敏雅氏の兼職先であります株式会社エンプラス及び亀田製菓株式会社と当社とは特別の関係はありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

氏名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 秋山 洋	<p>弁護士としての企業法務・ガバナンスに関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、取締役会における合理的判断等について主に法律の見地から発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その法律に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、法令改正等の適切なフォローアップ等の観点から発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員長を務め、その運営を適切に行うとともに、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしております。</p>	12回中 12回	13回中 13回

氏 名	社外取締役の出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要	出席状況	
		取締役会	監査等委員会
監査等委員である取締役 井植 敏雅	<p>グローバルに事業展開を行っている製造業の企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識・見識を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から、経営陣から独立した客観的な立場で、経営全般について発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、当該経験と知識・見識に基づき、業務の適正化の観点から発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	12回中 12回	13回中 13回
監査等委員である取締役 山本 操司	<p>公認会計士としての税務・財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有しており、当該視点からの監督機能を果たしていくことを期待しておりましたところ、取締役会においては、当該視点から経営陣から独立した客観的な立場で発言いただき、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。</p> <p>監査等委員会においても、その会計に関する豊富な経験と専門的見地に基づき、財務諸表の適正性等の会計的観点を中心に発言いただいております。</p> <p>また、取締役会の諮問機関として設置された指名・報酬委員会の委員を務め、客観的・中立的立場から意思決定プロセスの透明性確保に重要な役割を果たしています。</p>	9回中 9回	9回中 9回

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

#### (1) 剰余金の配当等の決定方針

当社は、株主の皆様への安定的配当を継続することを基本とし、新たな成長のための投資に利益を配分すると共に、株主の皆様への利益還元重視の姿勢をより明確にするため、自己株取得を含む総還元性向で40%を目指す方針としています。内部留保資金につきましては、新たな成長を目指して、①高度化するポンプ及び関連機器に対する新技術・新製品開発、②ポンプ等のサービス市場に対応するソフトウェア開発及びサービスネットワーク拡大、③生産性向上・生産能力拡大のための設備投資、④地球環境保全のための環境事業展開等のために有効に投資してまいりたいと考えております。

#### (2) 当期の剰余金処分

当期の剰余金処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、1株当たり期末普通配当26円とし、既に実施済みの中間配当金16円を合わせ年間1株当たり42円とさせていただきます。期末配当金の総額は695百万円であります。

#### (3) 連結配当規制適用会社

当社は、連結配当規制適用会社であります。

(注) 本事業報告に記載している数字は、金額、持株及び持株比率については表示単位未満を切り捨てて表示し、その他については四捨五入して表示しております。



# 連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		52,240
売上原価		37,147
<b>売上総利益</b>		<b>15,092</b>
販売費及び一般管理費		10,646
<b>営業利益</b>		<b>4,445</b>
営業外収益		
受取利息	33	
受取配当金	209	
為替差益	193	
持分法による投資利益	181	
受取賃貸料	119	
その他	235	971
営業外費用		
支払利息	106	
その他	148	254
<b>経常利益</b>		<b>5,163</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	60	
補助金収入	25	85
特別損失		
投資有価証券評価損	11	
固定資産処分損	168	180
<b>税金等調整前当期純利益</b>		<b>5,068</b>
法人税、住民税及び事業税	1,070	
法人税等調整額	319	1,390
<b>当期純利益</b>		<b>3,677</b>
非支配株主に帰属する当期純利益		51
<b>親会社株主に帰属する当期純利益</b>		<b>3,626</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計 算 書 類

## 貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>39,053</b>	<b>流動負債</b>	<b>22,002</b>
現金及び預金	8,753	支払手形	442
受取手形	1,171	買掛金	9,342
売掛金及び契約資産	20,555	短期借入金	4,554
商品及び製品	144	リース債務	149
仕掛品	6,839	未払金	763
原材料及び貯蔵品	1,033	未払法人税等	403
前渡金	916	未払費用	458
前払費用	326	契約負債	2,136
短期貸付金	243	預り金	44
その他	174	賞与引当金	928
貸倒引当金	△1,106	製品保証引当金	893
<b>固定資産</b>	<b>25,210</b>	工事損失引当金	546
<b>有形固定資産</b>	<b>12,578</b>	その他	1,338
建物	7,116	<b>固定負債</b>	<b>12,123</b>
構築物	362	長期借入金	10,762
機械及び装置	2,316	リース債務	183
車両運搬具	5	繰延税金負債	616
工具、器具及び備品	239	その他	560
土地	2,171	<b>負債合計</b>	<b>34,125</b>
リース資産	305	<b>純資産の部</b>	
建設仮勘定	60	<b>株主資本</b>	<b>28,244</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>284</b>	<b>資本金</b>	<b>1,592</b>
ソフトウェア	267	<b>資本剰余金</b>	<b>7,348</b>
その他	16	資本準備金	4,610
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,348</b>	その他資本剰余金	2,737
投資有価証券	8,862	<b>利益剰余金</b>	<b>21,312</b>
関係会社株式・出資金	2,836	利益準備金	398
長期貸付金	1,161	その他利益剰余金	20,914
前払年金費用	327	固定資産圧縮積立金	397
その他	965	配当平均積立金	1,400
貸倒引当金	△1,804	別途積立金	11,470
<b>資産合計</b>	<b>64,263</b>	繰越利益剰余金	7,647
		<b>自己株式</b>	△2,008
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>1,816</b>
		その他有価証券評価差額金	2,341
		繰延ヘッジ損益	△525
		<b>新株予約権</b>	<b>77</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>30,138</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>64,263</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書（2021年4月1日から2022年3月31日まで）

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		42,465
売上原価		32,780
<b>売上総利益</b>		<b>9,685</b>
販売費及び一般管理費		6,611
<b>営業利益</b>		<b>3,073</b>
営業外収益		
受取利息	21	
受取配当金	410	
為替差益	143	
受取賃貸料	134	
その他	189	899
営業外費用		
支払利息	81	
シンジケートローン手数料	2	
固定資産除却損	28	
その他	58	170
<b>経常利益</b>		<b>3,802</b>
特別利益		
投資有価証券売却益	60	
補助金収入	25	85
特別損失		
投資有価証券評価損	11	
固定資産処分損	168	180
<b>税引前当期純利益</b>		<b>3,707</b>
法人税、住民税及び事業税	843	
法人税等調整額	136	979
<b>当期純利益</b>		<b>2,727</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 監 査 報 告 書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社西島製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西島製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 西島製作所  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 荒 牧 秀 樹

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西島製作所の2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業を前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業を前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第141期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損うものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人 トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社 西島製作所 監査等委員会

監査等委員(常勤) 角 治 壽 ㊟

監査等委員 秋 山 洋 ㊟

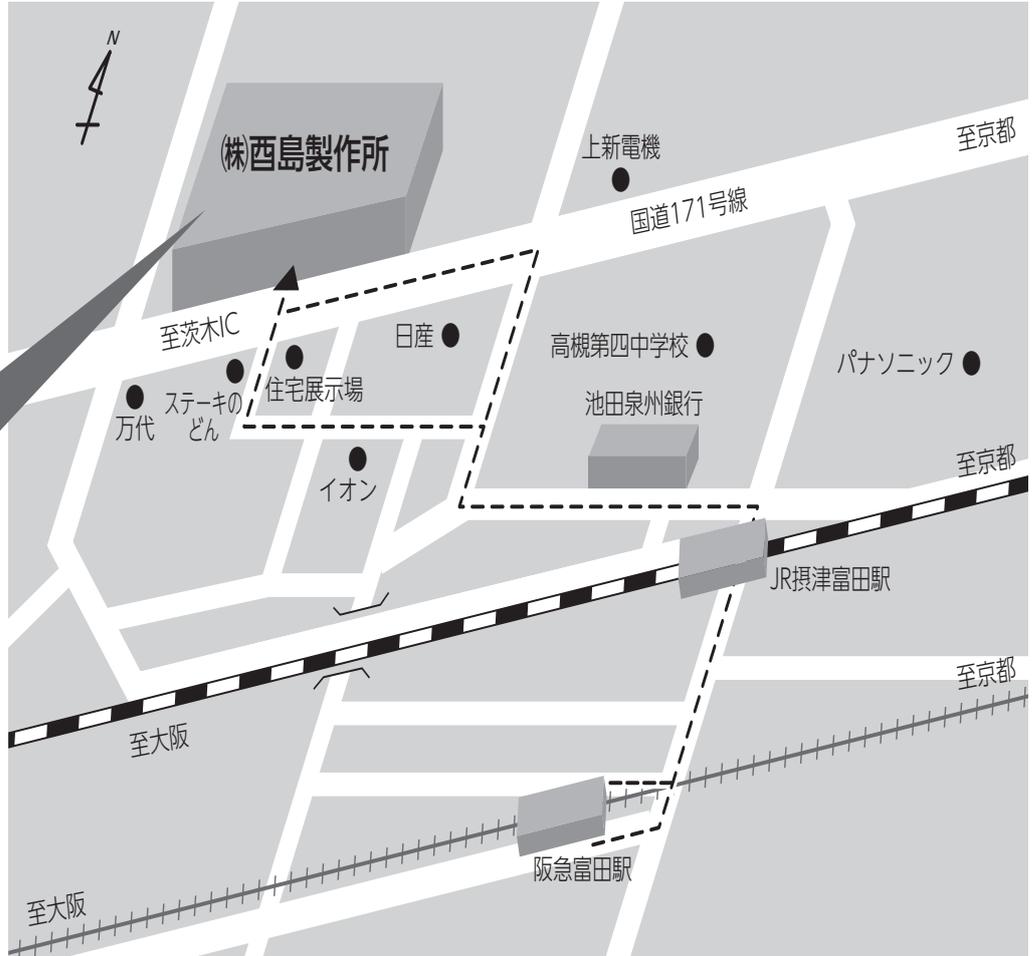
監査等委員 井 植 敏 雅 ㊟

監査等委員 山 本 操 司 ㊟

(注) 監査等委員 秋山 洋、監査等委員 井植 敏雅及び監査等委員 山本 操司は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以上

# 第141回 定時株主総会 会場ご案内略図



交通のご案内	 電車で 来られる方	JR摂津富田駅より徒歩6分山手 阪急富田駅より徒歩10分山手
	 車で 来られる方	名神高速道路茨木ICより約3km